

第6章 計画の 推進に向けて

1. 計画の推進

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、東京都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 目標値と評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

(2) 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、国や東京都の動向、市の現況や計画に基づく施策の実施状況等により、計画の見直しが必要な場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

第7章 資料編

1. 調布市子ども条例

平成 17 年 3 月 23 日

条例第 2 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 人権の尊重（第 4 条）

第 3 章 子どもとその家庭への支援（第 5 条－第 12 条）

第 4 章 協働の取組（第 13 条－第 17 条）

第 5 章 計画の推進（第 18 条・第 19 条）

第 6 章 雑則（第 20 条－第 22 条）

附則

前文（抜粋）

子どもは、
個性が認められ、自分らしく
生きる権利と尊厳を持ったか
けがえのない存在です。

私たちの願いは、
子どもが、家庭や地域のぬくも
りと恵まれた自然の中で、夢と
希望を持ちながらいきいきと
育つことです。

そのために、
私たちは、人が生まれながら
にして持っている基本的人権
を尊重し、子どもの健やかな
成長のために、家庭、学校等、
地域、事業主及び市は、協働
して子どもの支援に取り組み
ます。

私たちは、
子どもが幸福に暮らすこと
ができるまちづくりを進め
ることを決意し、安心して子
どもを産み、育てることがで
きるまちを目指すことを
宣言します。

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

(人権の尊重)

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

（子育て家庭への支援）

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

（子どもの相談体制の充実）

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

（地域の資源の活用）

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

（家庭の役割）

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

（学校等の役割）

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第 15 条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。

- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。

- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第 16 条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第 17 条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

- 3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第 5 章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第 18 条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第 19 条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2. 「子ども 夢 すこやか まちづくり」 ～ いじめや虐待のないまち宣言 ～

「調布市子ども条例」の理念に基づき平成19年5月5日に東京都内自治体ではじめてとなる「いじめや虐待のないまち宣言」をしました。

子どもは、調布の「宝」、 「未来への希望」であり、子どもが夢と希望を持って健やかに育つことは市民共通の願いです。

しかし近年、全国的にみて子どもに関わるいじめや虐待が大きな社会問題となっています。とくに、子どもの尊い命が失われる痛ましい事件は、極めて深刻な憂慮すべき問題です。こうしたことは、いつでも、どこでも起こりうることを自覚すると同時に、これを未然に防ぐため、すべての大人が子どもたちを見守っていかなければなりません。

大人も子どもも一緒になって、いじめや虐待は絶対にいけない、絶対に許さないという強い心を持ち、家庭や学校等、地域で子どもを見守ることが大事です。そして、大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めることが大切です。

調布市は、家庭、学校等、地域、事業主と協働し、関係機関とも力を合わせ、いじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりをより一層進めていくことを宣言します。

平成19年5月5日

調 布 市

3. 第3期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス

(1) 令和5年度及び令和6年度調布市子ども・子育て会議委員名簿

委員 20 人

(敬称略, 順不同)

	役職	氏名
会長	学識経験者（白百合女子大学 教授）	高橋 貴志
委員	調布市民生児童委員協議会	土方 康全
委員	調布市保育園協会	小林 弘一
委員	調布私立幼稚園協会	金子 剛
委員	調布市私立幼稚園 PTA 連合会	八幡 美貴（令和5年度） 岩永 響太朗（令和6年度）
委員	NPO 法人調布心身障害児・者親の会	内藤 英子
委員	調布市公立小学校長会	秋國 光宏
委員	調布市公立中学校長会	佐藤 政彦（令和5年度） 馬場 誠（令和6年度）
委員	調布市教育委員会指導室	伊藤 聖子
委員	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	大石 ひとみ
委員	調布市公立学校 PTA 連合会	水野 勇太（令和5年度） 塚松 美穂（令和6年度）
委員	東京都多摩児童相談所	矢崎 新士
委員	調布市認証保育所事業者連絡会	行足 郁子（令和5年度） 湯浅 あかね（令和6年度）
委員	民間学童クラブ施設長	中満 美由起
委員	公募市民	新井 宗弘
委員	公募市民	仲田 恵
委員	公募市民	林 飛鳥（令和5年度） 五十嵐 耕大（令和6年度）
委員	公募市民	丹後 遼（令和5年度） 八幡 美貴（令和6年度）
委員	公募市民（大学生）	三芳 綾菫（令和5年度） 青木 香穂（令和6年度）
委員	公募市民（大学生）	村上 紗弥花（令和5年度） 西脇 ゆい（令和6年度）

(2) 第3期調布っ子すこやかプランの策定プロセス

会議開催回数 全 13 回
 令和5年度 7 回
 令和6年度 6 回

令和5年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和5年 7月18日	第1回子ども・子育て会議 第1回調布市次世代育成支援協議会	○ 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけについて ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要について ○ こども等からの意見聴取の概要について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定に向けた委員アンケート ○ 令和5年4月1日保育園待機児童数状況について ○ 令和5年4月1日学童クラブ在籍児童数等の状況及び施設整備について
8月25日	第2回子ども・子育て会議 第2回調布市次世代育成支援協議会	○ 第2期調布っ子すこやかプラン令和4年度実績報告（案）について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ○ （仮称）調布市における保育の質ガイドラインの策定について
9月27日	第3回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学児童)について
10月30日	第4回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学児童)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(大学生世代から39歳まで)について
11月22日	第5回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童の保護者)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(小学生の保護者)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(高校卒業世代から39歳まで)について

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和6年 1月17日	第6回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプランについて ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 子ども・若者等からの意見聴取・意見反映検討について
3月22日	第7回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査の結果について ○ 令和6年度保育所等入所申込み状況について ○ 令和6年度学童クラブ入会申請の状況について

令和6年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和6年 6月24日	第1回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て会議について ○ 会長・副会長の選出について ○ 令和6年度の会議開催予定について ○ 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけ及び第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 令和6年度保育園待機児童状況について ○ 令和6年度学童クラブ在籍児童数等の状況について
7月26日	第2回子ども・子育て会議	○ 認可保育園の保育料改定について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定に向けての市の現状・課題について(2グループ形式)
8月27日	第3回子ども・子育て会議	○ 第2期調布っ子すこやかプラン令和5年度実績報告(案)・今後の方向性について ○ 第3期調布っ子すこやかプランの基本的方向・施策体系(案)について
10月31日	第4回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン（原案）について
11月18日	第5回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン（案）について
令和7年 2月20日	第6回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン（案）に係るパブリック・コメント実施結果（案）について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン（案）について ○ 調布市保育の質ガイドラインの概要について

4. 年齢別・子育て支援サービス一覧

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、多子家庭やひとり親家庭、障害のある家族のいる家庭の状況やニーズに応じた細かな支援により、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めています。

また、子育ての孤立を防ぐ取組や、妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る取組などを通じて、児童虐待防止にもつなげています。

●主な支援メニュー

令和7年度の新規・拡充事業(★は新規事業 ☆は拡充事業)

時期 ニーズ	妊娠前	妊娠期 (産前)	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月～ 5ヶ月	6ヶ月～ 11ヶ月	1歳～ 1歳5ヶ月	1歳6ヶ月 ～就学前	小学生	中学生～ 18歳
相談したい 利用したい	【各種子育て相談事業の実施】 ★こども家庭センター／保育コンシェルジュの配置／児童虐待防止センター／児童館子育てひろばでの助産師相談／ すこやか相談コーナー／児童館子育てひろば／保育園での育児相談(公立全園・私立2園)										
	☆子ども発達センターにおける相談(※事業の利用は生後6ヶ月～就学前まで)										
	☆ようこそ調布っ子サポート事業／ゆりかご調布面接／ こんにちは赤ちゃん訪問事業／母子健康手帳アプリ										
	多胎児家庭支援事業(移動費の補助や相談支援)										
安全な遊び 場・居場所 がほしい										あそびバ ☆学童クラブ ★みまもーニング 青少年交流館	☆子ども・若者 総合支援事業 CAPS
交流したい ・情報が欲 しい	もうすぐ ママパパ教室										
子どもを 預けたい											
手伝って ほしい											
保健・ 予防接種	【各種子どもの健康相談・訪問事業の実施】 未熟児訪問／こんにちは赤ちゃん訪問／健康相談(こどもの相談室・こども歯科相談室)／食事なんでも相談室／ アレルギー相談／ひろばのお医者さん・歯医者さん・栄養士さん										
	妊婦健診／新生児聴覚検査／乳幼児健診／発達健診／経過観察健診										
	多胎妊婦健診追加助成										
	予防接種／★小児インフルエンザワクチン接種費用助成(13歳未満)										
経済的支援	不妊治療 助成	入院助産 制度									
妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、子育て家庭への支援を行うとともに児童虐待防止につなげていきます											
子どもを 守りたい	発生予防・未然防止										
	早期発見										
	迅速・的確な対応										
	児童虐待防止センター／すこやか虐待防止ホットライン／予防的支援 養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業 ヤングケアラー支援										

5. 調布っ子すこやかプラン（市町村こども計画）の分野別計画等との関連

調布っ子すこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧												いじめや虐待防止の取組	
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子育て支援 （安心して子どもを産み、 育てることができる取組）	少子化対策	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2 保育所における子どもの気持ちへの配慮	●	●		●						●	●
		3 子どもの意見募集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4 意見発表の機会づくり		●		●						●	●
		5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		6 人権に関する相談・教育・啓発の推進	●	●	●	●	●	●	●			●	●
		7 将来の有権者理解の促進		●		●						●	●
		8 家庭教育・交流の機会づくり		●	●	●	●	●				●	●
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	2 子ども・若者の健やかな育成	1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		●							
		2 ボランティアスタッフの活用		●		●							
		3 自国の伝統・文化への理解促進等		●		●							
		4 児童の防犯意識に関する啓発		●		●							
		5 安全確保の推進		●		●						●	●
		6 幼稚園・保育所・小学校及び小学校・中学校の連携		●	●	●							
		7 保育所や学校における食物アレルギー対策の推進		●		●							
		8 ICT 環境の整備・活用と情報教育の推進		●		●						●	
		9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組		●		●							
		10 中学校における部活動の地域資源の活用		●		●							
		11 地域で活躍できる人材の養成		●		●							
		12 安全教育の推進		●		●						●	
		13 食育の推進		●		●							
		14 家庭教育への支援		●		●							
		15 民間協力者の確保		●		●						●	●

				調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組		
				子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他				
基本目標		基本施策		主な事業・取組		子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子ども政策課 子ども家庭 センター他 (安心して子どもを産み、 育てることが出来る取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	3	健やかな成長の ための居場所づくり	1	親子の居場所・交流の場づくり	●	●		●					●
				2	認可保育園・幼稚園等における地域交流の場づくり				●					●
				3	官民協働の居場所づくり	●	●	●	●				●	●
				4	関係機関や地域団体等と連携した居場所づくりの支援		●	●	●				●	●
				5	小学生の放課後等における居場所づくり	●	●		●					
				6	中・高校生世代の居場所づくり		●		●				●	
				7	児童館におけるセンター機能の明確化	●	●		●					
				8	困難を抱える子ども・若者の居場所づくり		●		●				●	
				9	居場所の情報提供		●		●				●	●
				10	地域とともにある学校づくり		●		●					
				11	社会教育施設における居場所づくり		●		●					
				12	公園における居場所づくり		●		●					
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	4	多様な学び・遊び・体験活動の 充実	1	地域における子育て支援活動の支援		●		●					
				2	放課後等における遊びや体験活動の推進	●	●		●					
				3	宿泊体験や職場体験の推進		●		●				●	
				4	児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		●					
				5	青少年交流・体験事業の推進		●		●					
				6	読書・調査活動への支援		●	●	●					
				7	地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保		●		●					
				8	平和祈念事業への子どもたちの参加促進		●		●					
				9	多様な農業体験の場づくり		●		●					
				10	「映画のまち調布」の推進		●		●					
				11	交通ルール学習の機会づくり		●		●					
				12	環境学習の充実		●		●					
				13	就業体験の機会づくり		●		●					
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	1	子どもと保護者の 疾病予防・健康支援	1	妊婦への疾病予防・健康支援	●			●		●			
				2	乳幼児への疾病予防・健康支援				●	●	●		●	
				3	子どもの相談	●			●	●	●		●	
				4	アレルギーへの対策				●	●	●			

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組	
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	（安心して子どもを産み、 育てることができる取組） 少子化対策	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組	
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	1	切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●	●	●		●	
			2	妊娠前から妊娠期の支援		●	●	●	●			
			3	産前から産後の支援	●		●	●	●	●		●
			4	伴走型の相談支援	●		●	●	●	●		●
			5	不妊症・不育症相談や助成事業の周知			●	●	●	●		
			6	オンラインによる利便性向上		●	●		●	●		
			7	ベビーシッター等の利用支援			●	●	●	●		
			8	地域での子育て支援	●			●	●	●		●
			9	子育てに関する情報提供の推進				●	●	●		
			10	乳幼児施設間のネットワークづくり				●	●			●
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	3 相談支援、学習・交流の場の充実	1	教室・講座		●	●	●	●	●	●	
			2	子どもの相談	●	●	●	●	●	●	●	
			3	出張型の相談・講座			●	●	●	●	●	
			4	多胎児家庭への講座・交流の機会づくり			●	●	●			
			5	乳幼児親子の交流		●	●	●	●	●	●	
			6	父親（パパ）の子育てを支援	●	●	●	●	●	●	●	
			7	地域における育児・子育て相談	●		●	●	●	●	●	
			8	日本語を母語としない子育て家庭等への支援		●	●	●	●	●		
			9	育児の不安や困難への相談支援			●	●	●	●	●	
			10	アレルギーへの対策			●	●	●	●	●	
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	4 子育て家庭の経済的負担の軽減	1	伴走型相談支援と一体的経済的支援	●	●	●	●	●			
			2	子どもの医療費の助成			●			●		
			3	児童手当の支給			●			●		
			4	妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減	●		●	●	●	●		
			5	幼児教育・保育の利用料負担軽減	●	●	●			●		
			6	多胎児家庭への支援			●	●	●	●		
			7	おむつごみの支援			●	●		●		
			8	学校給食無償化			●	●		●		
			9	国民健康保険加入者・国民年金第1号被保険者への出産時の支援			●	●		●		
			10	ベビーシッター等の利用支援			●	●		●		
3	多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	1 乳幼児期における教育・保育サービスの提供体制の確保・充実	-	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施	●	●	●	●	●			
			1	子どもの育ち、預かりの支援	●	●		●		●		●
			2	保育所の空きスペース等の活用	●	●		●		●		
			3	保育所入園の予約	●	●		●		●		
			4	保育の質の維持・向上	●	●		●		●		●

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組	
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども政策課 子ども家庭 センター他	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
			子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子育て支援 (安心して子どもを産み、 育てることができる取組)	少子化対策		
3 多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	2 地域子ども・子育て支援事業サービスの提供体制の確保・充実	1 利用者支援事業	●		●	●		●	●			●
		2 時間外保育事業	●			●			●			
		3 放課後児童健全育成事業	●	●	●	●			●			
		4 子育て短期支援事業(ショートステイ)	●		●	●			●			●
		5 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)	●	●		●		●	●			●
		6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会	●	●	●	●			●			●
		7 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	●			●			●			●
		8 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	●		●	●			●			●
		9 幼稚園の預かり保育	●		●	●			●			
		10 病児保育事業(病児・病後児保育)	●			●			●			
		11 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)	●			●		●	●			
		12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	●			●			●			
		13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●			●						
		14 子育て世帯訪問支援事業	●	●	●	●			●			●
		15 児童育成支援拠点事業	●			●						
		16 親子関係形成支援事業	●			●						●
		17 妊婦等包括相談支援事業	●			●		●	●			●
		18 産後ケア事業	●		●	●		●	●			●
		19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	●		●	●			●			●
4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	1 子ども・若者の総合的な支援		●		●					●	
		2 非行・犯罪の防止		●		●					●	●
		3 自殺の予防		●		●					●	●
		4 インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進		●		●					●	
		5 児童虐待防止センター事業の推進		●		●						●
		6 いじめ・虐待の防止と対応		●		●					●	●
		7 不登校児童・生徒への支援		●		●					●	
		8 個に応じたきめ細かな教育相談の充実		●		●					●	●
		9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援		●		●					●	●
		10 関係機関との連携		●		●					●	●
		11 ヤングケアラーへの支援		●		●						●
		12 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進		●		●					●	
		13 就職・自立支援		●	●							

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組				
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他						
基本目標		基本施策		主な事業・取組		子ども・子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	少子化対策 (安心して子どもを産み・ 育てることができる取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組	
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	2	配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	1	乳幼児期における障害や発達等の早期発見		●		●		●	●			
				2	子どもの発達等の相談支援		●		●		●	●		●	
				3	福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援		●		●				●		
				4	保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援		●		●				●		
				5	学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援		●		●				●		
				6	手当・助成等		●		●				●		
				7	日本語を母語としない子どもの支援		●	●	●				●	●	
				8	日本語を母語としない子育て家庭等への支援		●		●				●		
				9	発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援		●	●	●				●		
				10	就学等の相談支援		●		●				●		
				11	特別支援教育の推進		●		●				●		
				12	市立小・中学校との交流		●		●				●		
				13	学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援		●		●				●		
				14	放課後等の活動の支援		●		●				●		
				15	働く機会の充実、就労支援		●		●						
				16	作業所等のネットワーク構築		●		●						
				17	日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援		●		●						
				18	余暇活動の支援		●		●						
				19	子どもの預かり等の支援		●		●					●	
				20	医療的ケア児の支援		●		●					●	
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	3	児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援	1	児童虐待防止センター事業の推進		●		●					●	
				2	要保護児童に関する関係機関との連携	●	●		●						●
				3	児童虐待防止に係る普及啓発		●		●						●
				4	里親制度の普及		●		●						●
				5	児童養護施設退所者への支援		●		●						●
				6	養育支援	●	●		●			●			●
				7	ヤングケアラーへの支援		●		●						●
				8	母子・女性の緊急保護・支援		●		●						●
				9	調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発		●		●				●		●
				10	切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●		●		●	●			●
				11	育児の不安や困難への相談支援		●		●		●	●			
				12	いじめ・虐待の防止と対応		●		●				●		●
				13	DV 等への相談・支援		●		●						●

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧							いじめや虐待防止の取組	
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他		
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	少子化対策 (安心して子どもを産み、 育てることが出来る取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	4 ひとり親家庭への支援	1 子育て支援サービスに係る相談支援		●	●	●		●	●	●
			2 ひとり親家庭の就労支援		●	●	●				
			3 ひとり親家庭の自立支援		●	●	●				●
			4 ひとり親家庭の生活支援		●	●	●		●		●
			5 子どもの学習・相談支援	●	●	●	●		●	●	
			6 養育費の確保に向けた支援		●	●	●				
			7 母子生活支援施設による支援		●	●	●				●
			8 ひとり親家庭の実態把握		●	●	●				
			9 ひとり親家庭等医療費の助成		●	●	●		●		
			10 ひとり親家庭への手当		●	●	●		●		
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策	1 乳幼児期の支援	●	●	●	●	●	●		
			2 幼児教育・保育の利用負担軽減	●	●	●	●		●		
			3 子どもの学習・相談支援	●	●	●	●		●	●	
			4 教育費の負担軽減	●	●	●	●		●		
			5 子どもの食の確保の支援	●	●	●	●			●	●
			6 各種貸付制度等による支援	●	●	●	●		●		
			7 子育て家庭への生活保護による支援	●	●	●	●				
			8 生活困窮者の支援	●	●	●	●				
			9 就労に向けた支援	●	●	●	●				
			10 住まいに関する相談・支援	●	●	●	●		●		

6. ライフステージ別の施策一覧

基本目標	基本施策	主な事業・取組	対象となるライフステージ ¹⁴			
			子どもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期・ポスト青年期	子育て当事者
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発	●	●	●	●
		2 保育所における子どもの気持ちへの配慮	●			
		3 子どもの意見募集	●	●	●	
		4 意見発表の機会づくり		●		
		5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり	●	●	●	●
		6 人権に関する相談・教育・啓発の推進	●	●	●	●
		7 将来の有権者理解の促進		●		
		8 家庭教育・交流の機会づくり	●	●	●	●
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	2 子ども・若者の健やかな育成	1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		
		2 ボランティアスタッフの活用		●	●	
		3 自国の伝統・文化への理解促進等		●	●	
		4 児童の防犯意識に関する啓発		●		
		5 安全確保の推進	●	●		
		6 幼稚園・保育所・小学校及び小学校・中学校の連携	●	●		
		7 保育所や学校における食物アレルギー対策の推進	●	●		
		8 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進		●		
		9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組		●		
		10 中学校における部活動の地域資源の活用		●		
		11 地域で活躍できる人材の養成		●	●	
		12 安全教育の推進	●	●	●	●
		13 食育の推進	●	●	●	●
		14 家庭教育への支援	●	●	●	●
		15 民間協力者の確保	●	●	●	●
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	3 健やかな成長のための居場所づくり	1 親子の居場所・交流の場づくり	●			●
		2 認可保育園・幼稚園等における地域交流の場づくり	●			●
		3 官民協働の居場所づくり	●	●	●	●
		4 関係機関や地域団体等と連携した居場所づくりの支援	●	●	●	●
		5 小学生の放課後等における居場所づくり		●		●
		6 中・高校生世代の居場所づくり		●	●	
		7 児童館におけるセンター機能の明確化		●		
		8 困難を抱える子ども・若者の居場所づくり		●	●	
		9 居場所の情報提供	●	●	●	●
		10 地域とともにある学校づくり		●		●
		11 社会教育施設における居場所づくり	●	●	●	●
		12 公園における居場所づくり	●	●	●	●

¹⁴ 「ライフステージ別の施策一覧」で示すライフステージは、次の方を対象として表記しています。

- 子どもの誕生前から幼児期まで：子どもが生まれる前～就学前（義務教育年齢に達するまでの0歳から5歳まで）
- 学童期・思春期：小学生（6歳から12歳まで）～中学生・高校生年代（13歳から概ね18歳まで）
- 青年期・ポスト青年期：高校卒業年代：概ね18歳から～概ね40歳未満
- 子育て当事者：年齢・性別・続柄を問わず、子育てに携わる方

			対象となるライフステージ ¹⁴						
基本目標		基本施策		主な事業・取組		子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
1	子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	4	多様な学び・遊び・体験活動の充実	1	地域における子育て支援活動の支援	●	●	●	●
				2	放課後等における遊びや体験活動の推進		●	●	●
				3	宿泊体験や職場体験の推進		●		
				4	児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		
				5	青少年交流・体験事業の推進		●	●	
				6	読書・調査活動への支援	●	●	●	●
				7	地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保		●		
				8	平和祈念事業への子どもたちの参加促進		●		
				9	多様な農業体験の場づくり		●		
				10	「映画のまち調布」の推進	●	●		●
				11	交通ルール学習の機会づくり	●	●	●	●
				12	環境学習の充実	●	●	●	●
				13	就業体験の機会づくり			●	
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	1	子どもと保護者の疾病予防・健康支援	1	妊婦への疾病予防・健康支援	●			
				2	乳幼児への疾病予防・健康支援	●			
				3	子どもの相談	●	●		●
				4	アレルギーへの対策	●	●	●	●
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	2	妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	1	切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●	●
				2	妊娠前から妊娠期の支援	●			
				3	産前から産後の支援	●			●
				4	伴走型の相談支援	●			●
				5	不妊症・不育症相談や助成事業の周知	●			
				6	オンラインによる利便性向上	●	●	●	●
				7	ベビーシッター等の利用支援	●	●		●
				8	地域での子育て支援	●	●		●
				9	子育てに関する情報提供の推進	●	●		●
				10	乳幼児施設間のネットワークづくり	●			
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	3	相談支援、学習・交流の場の充実	1	教室・講座	●			●
				2	子どもの相談	●	●		●
				3	出張型の相談・講座	●			●
				4	多胎児家庭への講座・交流の機会づくり	●			●
				5	乳幼児親子の交流	●			●
				6	父親（パパ）の子育てを支援	●			●
				7	地域における育児・子育て相談	●			●
				8	日本語を母語としない子育て家庭等への支援	●	●	●	●
				9	育児の不安や困難への相談支援	●	●	●	●
				10	アレルギーへの対策	●	●	●	●
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	4	子育て家庭の経済的負担の軽減	1	伴走型相談支援と一体的経済的支援	●			●
				2	子どもの医療費の助成	●	●		●
				3	児童手当の支給	●	●		●
				4	妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減	●			●
				5	幼児教育・保育の利用料負担軽減	●			●
				6	多胎児家庭への支援	●	●		●
				7	おむつごみの支援	●			●
				8	学校給食無償化		●		●
				9	国民健康保険加入者・国民年金第1号被保険者への出産時の支援	●			●
				10	ベビーシッター等の利用支援	●	●		●
3	多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	1	乳幼児期における教育・保育サービスの提供体制の確保・充実	-	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施	●			●
				1	子どもの育ち、預かりの支援	●			●
				2	保育所の空きスペース等の活用	●			●
				3	保育所入園の予約	●			●
				4	保育の質の維持・向上	●			●

基本目標	基本施策	主な事業・取組	対象となるライフステージ ¹⁴			
			子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
3 多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	2 地域子ども・子育て支援事業サービスの提供体制の確保・充実	1 利用者支援事業	●	●		●
		2 時間外保育事業	●			●
		3 放課後児童健全育成事業		●		●
		4 子育て短期支援事業(ショートステイ)	●	●		●
		5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	●			●
		6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会	●	●	●	●
		7 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	●	●		●
		8 一時預かり事業, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	●	●		●
		9 幼稚園の預かり保育	●			●
		10 病児保育事業(病児・病後児保育)	●	●		●
		11 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)	●			
		12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	●			●
		13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●			
		14 子育て世帯訪問支援事業	●	●	●	●
		15 児童育成支援拠点事業	●	●		●
		16 親子関係形成支援事業	●	●		●
		17 妊婦等包括相談支援事業	●			●
		18 産後ケア事業	●			●
		19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	●			●
4 特に支援を必要とする子ども・若者, 子育て家庭への支援の充実	1 様々な悩みや不安, 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	1 子ども・若者の総合的な支援		●	●	●
		2 非行・犯罪の防止		●	●	
		3 自殺の予防		●	●	
		4 インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進		●	●	●
		5 児童虐待防止センター事業の推進	●	●	●	●
		6 いじめ・虐待の防止と対応	●	●	●	●
		7 不登校児童・生徒への支援		●		
		8 個に応じたきめ細かな教育相談の充実		●		●
		9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援		●		●
		10 関係機関との連携	●	●	●	●
		11 ヤングケアラーへの支援	●	●	●	●
		12 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進		●	●	●
		13 就職・自立支援			●	●
4 特に支援を必要とする子ども・若者, 子育て家庭への支援の充実	2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見	●			●
		2 子どもの発達等の相談支援	●	●		●
		3 福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援	●	●		●
		4 保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援	●			●
		5 学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援		●		●
		6 手当・助成等	●	●	●	●
		7 日本語を母語としない子どもの支援		●		
		8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援	●	●	●	●
		9 発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援	●			●
		10 就学等の相談支援		●		●
		11 特別支援教育の推進		●		●
		12 市立小・中学校との交流		●		
		13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援		●		●
		14 放課後等の活動の支援		●		●
		15 働く機会の充実, 就労支援			●	
		16 作業所等のネットワーク構築			●	
		17 日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援		●	●	
		18 余暇活動の支援		●	●	
		19 子どもの預かり等の支援	●	●	●	●
		20 医療的ケア児の支援	●	●	●	●

			対象となるライフステージ ¹⁴			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	3 児童虐待防止対策・社会的養護 及びヤングケア ラーへの支援	1 児童虐待防止センター事業の推進	●	●	●	●
		2 要保護児童に関する関係機関との連携	●	●		●
		3 児童虐待防止に係る普及啓発	●	●	●	●
		4 里親制度の普及	●	●	●	●
		5 児童養護施設退所者への支援		●	●	
		6 養育支援	●	●		●
		7 ヤングケアラーへの支援	●	●	●	●
		8 母子・女性の緊急保護・支援	●	●	●	●
		9 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発	●	●	●	●
		10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●	●
		11 育児の不安や困難への相談支援	●	●		●
		12 いじめ・虐待の防止と対応	●	●	●	●
		13 DV 等への相談・支援	●	●	●	●
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	4 ひとり親家庭への支援	1 子育て支援サービスに係る相談支援	●	●	●	●
		2 ひとり親家庭の就労支援	●	●	●	●
		3 ひとり親家庭の自立支援	●	●	●	●
		4 ひとり親家庭の生活支援	●	●	●	●
		5 子どもの学習・相談支援		●	●	●
		6 養育費の確保に向けた支援	●	●	●	●
		7 母子生活支援施設による支援	●	●	●	●
		8 ひとり親家庭の実態把握	●	●	●	●
		9 ひとり親家庭等医療費の助成	●	●	●	●
		10 ひとり親家庭への手当	●	●	●	●
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	5 子ども・若者、子 育て家庭への貧 困対策	1 乳幼児期の支援	●			●
		2 幼児教育・保育の利用料負担軽減	●			●
		3 子どもの学習・相談支援		●	●	●
		4 教育費の負担軽減		●		●
		5 子どもの食の確保の支援	●	●	●	●
		6 各種貸付制度等による支援	●	●	●	●
		7 子育て家庭への生活保護による支援	●	●	●	●
		8 生活困窮者の支援	●	●	●	●
		9 就労に向けた支援		●	●	●
		10 住まいに関する相談・支援		●	●	●

7. 子どもの権利条約

(出典) 子どもの権利条約カード 公益財団法人 日本ユニセフ協会発行

よ
読んでみよう! 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの入びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなかった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはすれるものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯したいいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら→





調布市子育て応援シンボルマーク

刊行物番号
2024-187

第3期調布っ子すこやかプラン

(令和7年度～令和11年度)

発行年月日	令和7年3月
発行	調布市
(担当)	子ども生活部子ども政策課
	〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1
	TEL : 042-481-7757 / FAX : 042-499-6101



調布っ子
すこやかプラン

第3期

